

## ◎新潟県告示第875号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

令和2年8月4日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 福島潟放水路特定猟具使用禁止区域

#### (1) 目的

危険防止のため

#### (2) 区域

新潟市北区前新田沖地内の福島潟放水路に架かる雁かけ橋東詰を起点とし、ここから同橋を渡り橋の西詰に至る。ここから同放水路左岸堤防上の管理用道路を同放水路に沿って下流方向に進み、新潟市北区前新田沖地内の同放水路に架かるはばたき橋西詰で市道豊栄1-762号線との交点に至り、さらに同市道を同放水路に沿って下流方向に進み、北区横土居地内の同放水路に架かる横土居橋西詰に至る。ここから同橋を渡り橋の東詰に至る。ここから市道豊栄1-763号線を同放水路に沿って上流方向に進み、はばたき橋東詰で同放水路右岸堤防上の管理用道路との交点に至り、さらに同道路を同放水路に沿って上流方向に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

#### (3) 面積

60ヘクタール

#### (4) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

#### (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

### 2 長池特定猟具使用禁止区

#### (1) 目的

危険防止のため

#### (2) 区域

上越市国府1丁目地内のえちごトキめき鉄道日本海ひすいラインと県道春日山城直江津線の交点を起点とし、同県道を南に進み国道8号線を横断し、さらに同県道を南に進み大豆2丁目地内で県道春日山停車場春日山城線との交点に至る。ここから右折し、同県道を西に約1,000m進み、市道林泉寺線との交点に至る。ここから右折し同市道を北東に進み市道国府中門前線との交点に至る。ここから北に進み市道中門前団地南1号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み市道中門前団地南4号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み市道中門前団地南12号線との交点に至る。ここから同市道を北へ進み山裾を走る道路との交点に至る。ここから北東に約350m進み、市道中門前団地北2号線の西端との交点に至る。ここから同市道を北東に進み市道中門前団地北1号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み市道国府団地環状線との交点に至る。ここから同市道を西に進み市道国府団地3号線との交点に至る。ここから同市道を西に進み市道国府二丁目8号線との交点に至る。ここから同市道の西端に至る。ここから北東へ約260m進み、北陸本線湯殿隧道と市道国府団地2号線の交点に至る。ここからえちごトキめき鉄道日本海ひすいラインを北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

#### (3) 面積

91ヘクタール

#### (4) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

#### (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

### 3 石橋・新光町特定猟具使用禁止区

#### (1) 目的

危険防止のため

#### (2) 区域

上越市大字石橋地内の市道石橋伊豆殿線と市道新光町一石橋1号線との交点を起点とし、ここから市道新光町一石橋1号線を南南西に進み、市道大豆石橋線との交点に至る。ここから同市道を東に進み市道新光町一石橋2号線に合流する。ここから同市道を南に約150m進んだ地点から、見通し線で南西に約100m進み農

道に至り、さらに同農道を南西に進み市道新光町春日野1丁目線との交点に至る。ここから同市道を東に進み市道春日山駅前新光町線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み市道商工会議所前通り線に至る。ここから同市道を西に進みえちごトキめき鉄道株式会社妙高はねうまラインとの交点に至る。ここからえちごトキめき鉄道株式会社妙高はねうまラインを北に進み市道石橋伊豆殿線との交点に至り、ここから同市道を東に進み起点と結ぶ一円とする。

(3) 面積

28ヘクタール

(4) 存続期間

令和2年10月15日から令和12年10月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器